

重要事項説明書

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（介護予防通所介護相当）
志摩福祉センター

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（介護予防通所介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	志摩広域行政組合
主たる事務所の所在地	〒517-0502 三重県志摩市阿児町神明1537番地1
代表者（職名・氏名）	代表理事 橋爪 政吉
設 立 年 月 日	昭和52年 4月 1日
電 話 番 号	0599-43-2112

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	志摩福祉センター	
サービスの種類	第1号通所事業（介護予防通所介護相当）	
事業所の所在地	〒517-0502 三重県志摩市阿児町神明1539番地4	
電 話 番 号	0599-43-6068	
指定年月日・事業所番号	平成29年 5月 1日指定	24A2900041
利 用 定 員	定員30人	
通常の事業の実施地域	志摩市、鳥羽市、その他当施設が送迎可能と判断した地域	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（介護予防通所介護相当）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	日曜日から金曜日まで ただし、祝日、年末年始を除きます。
サービス提供時間	午前9時15分から午後3時15分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
施設長	常勤 1人
看護職員（機能訓練指導員兼務）	常勤 1人、非常勤 1人
生活相談員	常勤 3人
主任介護職員（生活相談員兼務）	常勤 1人
介護職員	常勤 3人、非常勤 4人
事務員（生活相談員兼務1名）	常勤 2人
調理員	非常勤 1人
運転手	非常勤 1人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 前田 晴美 柴原 希 井上 朋香
管理責任者の氏名	施設長 山本 弘純

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）第１号訪問事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分：介護予防通所介護相当】

利用者の 要支援度	基本利用料	利用者負担		
		(1割)	(2割)	(3割)
事業対象者 要支援 1	17,980円（1月につき）	1,798円	3,596円	5,394円
事業対象者 要支援 2	36,210円（1月につき）	3,621円	7,242円	10,863円

（注１） 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算：介護予防通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額				
		基本利用料		利用者負担		
				(1割)	(2割)	(3割)
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）※	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	要支援 1	720円	72円	144円	216円
		要支援 2	1,440円	144円	288円	432円
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）※	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	要支援 1	880円	88円	176円	264円
		要支援 2	1,760円	176円	352円	528円
介護職員処遇改善 加算（Ⅰ）	基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施している場合に右に掲げる単位数を加算	総単位数×0.092				

（注２）※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）については R6.10.1 より算定。

（２）その他の費用

食 費	食事の提供を受けた場合、１回につき６００円の食費をいただきます。
送迎費	通常の事業実施地域を超えた地点から、片道１ｋｍあたり３０円の実費をいただきます。
そ の 他	上記以外の教養娯楽等として日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（教室教材費、創作活動の材料費等）について、費用の実費をいただきます。

（３）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日午前８時以降	６００円（当日の食材料費）

（４）支払い方法

上記（１）から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 百五銀行 波切支店 普通口座 0153040 ただし、振込手数料はあなたのご負担となります。

９．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

１０．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び市町等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 1. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	・ 窓 口：志摩福祉センター事務所 ・ 苦情受付担当者：施設長 生活相談員 ・ 苦情処理責任者：事務局長 ・ 第 三 者 委 員：森口 博仁 山本 和子 TEL 0599-43-6068 FAX 0599-43-6072
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	志摩市介護・総合相談支援課	電話番号 0599-44-0284
	鳥羽市健康福祉課	電話番号 0599-25-1186
	三重県国民健康保険団体連合会	電話番号 059-222-4165

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1 3. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

1 4. 保証人

事業者は契約者に対し、保証人を求めることがあります。

- (1) 保証人は、次の各項の責任を負います。
 - 一 契約者が円滑な生活を営むにあたり必要な物品の準備や契約者の身の回りの援助に努めること。
 - 二 契約者による滞納未払い金が発生した場合、保証限度の範囲内で、契約者に代わり滞納未払い金を事業者を支払うこと。
 - 三 契約者が疾病等によりほかの医療機関に受診及び入院する場合、受診及び入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - 四 契約者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受、その他必要な措置をすること。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

署名代行者（又は法定代理人）

保証人

保証限度額 20万円